

## 三菱自動車 Dia カード会員特約(‘07.4.1 改定)

お持ちのカードが三菱 Dia カードの場合は、次の特約が適用となります。会員規約とあわせてお読みください。

### 第 1 条(カードの名称)

本カードは、三菱自動車工業株式会社(以下「三菱自動車」という。)と三菱 UFJ ニコス株式会社または三菱 UFJ ニコス株式会社およびその指定するカード発行会社(以下「提携カード会社」という。)が提携して発行するもので、カードの名称は、「三菱自動車 Dia カード」(以下「本カード」という。)とします。

### 第 2 条(入会方法)

1. 申込者は、三菱自動車および提携カード会社(以下一括して「両社」という。)が定める本特約ならびに別途三菱自動車が定める三菱自動車ポイントバックシステム規定(以下「ポイントバックシステム規定」という。)および提携カード会社が定める DC 個人会員規約(以下「DC 個人会員規約」という。)を承認のうえ、両社に入会を申込みものとします。
2. 本カードの会員(以下「当会員」という。)は、両社が本人会員または家族会員として入会を認めた者とし、本特約に基づく資格(以下「三菱自動車会員資格」という。)と提携カード会社の会員資格を有するものとします。
3. 提携カード会社は、当会員に対し本カードを貸与します。

### 第 3 条(特典およびサービスの利用)

1. 当会員は、提携カード会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、提携カード会社所定の方法でその提供を受けるものとします。ただし、提携カード会社が行う「DC ハッピープレゼント」は、本カードでは利用することができません。
2. 当会員は、ポイントバックシステム規定に基づく特典または三菱自動車が定める特典およびサービスを受ける場合、三菱自動車所定の方法でその提供を受けるものとします。また、三菱自動車乗用車系特約販売会社のうち、本カード加盟店(以下「三菱自動車販売会社」という。)が提供する特典およびサービスを受ける場合、当該三菱自動車販売会社所定の方法でその提供を受けるものとします。
3. 当会員が三菱自動車または三菱自動車販売会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、ポイントバックシステム規定第 17 条および 18 条の規定を適用します。

### 第 4 条(本カードによる車両購入)

当会員は、一部の三菱自動車販売会社において、本カードによる車両購入に際して、その全部または一部の信用販売を受けられないことを承認します。

### 第 5 条(当会員の三菱自動車販売会社への帰属)

1. 当会員は、入会申込書または変更届に記載された三菱自動車販売会社もしくは当会員の意思に基づき指定された三菱自動車販売会社に、三菱自動車所定の時期から帰属するものとします。
2. 当会員は、転居などによる所在の変更が発生した場合には、当会員の意思に基づき、帰属の三菱自動車販売会社を変更するものとします。
3. 当会員が帰属する三菱自動車販売会社名の告知は、本カードの券面に当該三菱自動車販売会社名の名称を表示することにより行います。

4. 当会員は、当該会員の帰属する三菱自動車販売会社から、その三菱自動車販売会社が独自に提供する特典およびサービスを受けることができます。

#### 第6条(当会員情報の提供と利用の同意)

1. 当会員または申込者は、個人情報の取扱いに関して、次の通り同意します。

①三菱自動車が提携カード会社より、当会員向け特典・サービス、車両販売や点検・整備等の促進活動および自動車関連業務における市場調査や商品開発のために下記の個人情報の提供を受け利用すること。

イ. 申込書記載事項および変更届記載事項

ロ. 入会および退会にかかわる情報(理由を除く。)

ハ. 本カード会員番号並びに有効期限

ニ. 三菱自動車ポイントバックシステムポイント数

ホ. 本カード付帯サービス利用について知り得た情報

②提携カード会社が三菱自動車より、当会員の管理およびDC個人会員規約第17条の2に定める利用目的のために下記の個人情報の提供を受け利用すること。

イ. 当会員の三菱自動車会員資格喪失の事実

ロ. 当会員向けサービス・販売について知り得た情報

③第5条に定める当該会員の帰属する三菱自動車販売会社(以下「帰属三菱自動車販売会社」という。)が三菱自動車より、当会員向け特典・サービス、車両販売や点検・整備等の促進活動および自動車関連業務における市場調査や商品開発のために下記の個人情報の提供を受け利用すること。

イ. 申込書記載事項および変更届記載事項

ロ. 入会および退会にかかわる情報(理由を除く。)

ハ. 三菱自動車ポイントバックシステムポイント数

ニ. 三菱自動車が提供する本カード付帯サービス利用について知り得た情報

ホ. 当会員の三菱自動車会員資格喪失の事実

④提携カード会社が帰属三菱自動車販売会社より、当会員の管理およびDC個人会員規約第17条の2に定める利用目的のために下記の個人情報を受け利用すること。

イ. 申込書記載事項および変更届記載事項

ロ. 帰属三菱自動車販売会社が提供する本カード会員向けサービス・販売について知り得た情報

⑤両社は、業務を第三者に委託する場合、当該業務の遂行に必要な範囲で、申込書記載事項および変更届記載事項の個人情報を当該業務委託先に提供すること。

2. 両社ならびに帰属三菱自動車販売会社は、相互の会員情報提供と利用について個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。3. 両社ならびに帰属三菱自動車販売会社は、上記1.に定める個人情報を上記1.に定める利用目的以外の目的に利用しないものとします。

#### 第7条(当会員情報の開示・訂正・削除)

当会員は、三菱自動車ならびに帰属三菱自動車販売会社に対して、自己に関する個人情報を開示するように請求することができます。なお、三菱自動車に開示を求める場合には末尾記載の三菱自動車お客様相談センターに連絡するものとし、帰属三菱自動車販売会社に開示を求める場合には、本カードの券面に表示された帰属三菱自動車販売会社の相談窓口連絡するものとし、三菱自動車ならびに帰属三菱自動車販売会社は、所定の

方法で開示するものとします。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、三菱自動車ならびに帰属三菱自動車販売会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### **第8条(当会員資格の喪失)**

- 1.三菱自動車は、当会員が次の事項のいずれかに該当し、三菱自動車会員資格を有するものとして不適格であると判断した場合は、何らの催告を要せず三菱自動車会員資格を喪失させることができるものとします。なお、本人会員が三菱自動車会員資格を喪失した場合は、その家族会員も三菱自動車会員資格を喪失するものとします。
  - ①当会員がポイントバックシステム規定に違反した場合。
  - ②当会員が三菱自動車または三菱自動車販売会社の提供する特典およびサービスを受けるにあたり、不正な行為を行った場合。
- 2.前項により当会員が三菱自動車会員資格を喪失した場合、提携カード会社は、当該当会員の提携カード会社会員資格を喪失させることができるものとします。
- 3.当会員が提携カード会社の会員資格を喪失した場合は、三菱自動車会員資格も喪失するものとします。
- 4.三菱自動車または提携カード会社が本カードの返還を求めたときは、当会員は返還を求められた本カードすべてを、直ちに提携カード会社へ返還するものとします。

#### **第9条(本特約の改定など)**

- 1.本特約が改定され、その改定内容が当会員に通知された後に、当会員が本カードを利用したときは、当会員は、その改定を承認したものとみなします。
- 2.本特約に定めのない事項については、DC 個人会員規約が適用されるものとします。

#### **【三菱自動車への個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口】**

三菱自動車お客様相談センター

フリーダイヤル 0120-324-860(日本国内のみ)

受付時間 平日 9:00～17:00 土・日 9:00～12:00、3:00～17:00

#### **三菱自動車ポイントバックシステム規定('07.4.1 改定)**

##### **第1条(規定の目的)**

- 1.本規定は、三菱自動車工業株式会社(以下「三菱自動車」という。)と三菱UFJニコス株式会社または三菱UFJニコス株式会社およびその指定するカード発行会社(以下「提携カード会社」という。)との提携により発行する「三菱自動車 Dia カード」(以下「本カード」という。)の利用に応じ、三菱自動車が本カードの本人会員および家族会員(以下一括して「当会員」という。)に対して提携する特典(以下「ポイントバックシステム」という。)の内容と、その特典を受けるための条件を定めたものです。
- 2.三菱自動車は、必要があると認めるときはいつでも、当会員にあらかじめ、または事後に文書で通知することにより、本規定を変更することができるものとします。

## 第2条(ポイントバックシステム)

- 1.ポイントバックシステムとは、当会員は本カードにより信用販売を受ける商品・サービスなどの購入金額(以下「カード利用代金」という。)に応じて三菱自動車から付与されるポイントによって本人会員が三菱自動車所定の全国三菱自動車販売会社共通利用券(以下「利用券」という。)を受けとることができる制度です。
- 2.提携カード会社の会員資格および本カードの会員資格に基づく資格(以下「会員資格」という。)を喪失した場合は、ポイントバックシステムを利用することはできません。
- 3.本カードでは、提携カード会社が行う「DC ハッピープレゼント」を利用することができません。

## 第3条(ポイント付与対象)

前条第1項のカード利用代金には、キャッシングサービス、各種ローン、年会費、一部の保険掛金、その他所定のものは、含まれないものとします。

## 第4条(家族会員のカード利用代金)

家族会員のカード利用代金は、ポイントの付与に関して、当該家族会員の属する本人会員のカード利用代金とみなします。そのポイントは、本人会員に付与されることとなります。

## 第5条(ポイントの付与日)

ポイントは、毎月15日に提携カード会社所定の方法によって締切られたカード利用代金に応じて、当月内の所定日に本人会員に付与されます。

## 第6条(ポイントの計算)

ポイントは、前条に定めるカード利用代金に対して三菱自動車所定のポイント付与率を乗じて計算されます。ただし、小数点以下の端数は、切捨てとなります。

## 第7条(ポイントの蓄積と有効期限)

ポイントの蓄積は、初回ポイント付与年度のみ初回ポイント付与月から始まり、翌年同月を有効期限月とし、13ヶ月間をポイント有効期間とします。次年度以降の有効期間は、12ヶ月とし、有効期限月の翌月を基準に新しい有効期間が始まります。有効期間を超えた場合、当該期間に蓄積の第12条に定められた基準に満たないポイントは、自動的に失効するものとします。

## 第8条(ポイントの付与取消)

当会員の商品またはサービスなどの購入の取消などにより、カード利用代金の全部または一部が取消された場合は、取消額に応じたポイントも三菱自動車所定の方法により取消されるものとします。

## 第9条(会員へのポイントの連絡)

- 1.第6条に基づき付与されたポイント数および蓄積された有効なポイント残高などは、本人会員に対して提携カード会社から送付されるご利用代金明細書上に記載されます。
- 2.当会員は、DCカード・三菱自動車 Dia カードデスクに問合せることにより、その営業時間中に限り問合せ時点でのポイントを確認することができます。

## 第10条(還元の方法)

ポイントの還元は、5,000ポイントごとに三菱自動車所定の率で換算した金額相当分の利用券を、所定の方法および所定の期日に交付することで還元するものとします。

## 第11条(還元の条件)

- 1.ポイントの還元時点で会員資格を有していること。
- 2.三菱自動車および提携カード会社が、当会員が本規定・本カードの会員特約もしくはDC個人会員規約を遵守していないと認めた場合は、当該本人会員へのポイントの還元を拒否または留保することができるものとします。

## 第12条(還元対象となるポイント残高)

- 1.還元対象となるポイントは、有効期間内の有効ポイントとします。
- 2.有効期間内で5,000ポイントを超えた場合は、5,000ポイントごとに三菱自動車所定の利用券を交付することで還元し、還元後の有効期間内の有効ポイントは、還元したポイントを差引いた残高となります。
- 3.第7条に定められた有効期限月到来時の当年度獲得ポイント残高が、2,500ポイント以上の場合には、当該ポイントは繰越となり、翌年1年間に限り有効とします。
- 4.前項の定めにかかわらず、当年度一度でも5,000ポイントを超えた場合、有効期限月到来時の当年度獲得ポイント残高は、全て繰越となり、翌年1年間に限り有効とします。

## 第13条(公租公課)

本規定により還元を受けた利用券の金額について公租公課が課せられた場合、その公租公課は当会員が負担するものとします。

## 第14条(ポイントの消滅)

- 1.有効期間内に三菱自動車所定の還元対象となるポイント残高に到達しない場合、すでに蓄積されているポイントはすべて自動的に失効するものとします。
- 2.本人会員が理由のいかんを問わず会員資格を喪失した場合、すでに蓄積されているポイントは、すべて自動的に失効するものとし、本規定におけるすべての権利・義務も自動的に消滅するものとします。

## 第15条(ポイントの引継ぎ)

- 1.本人会員が本カードを一般カードからゴールドカードに切替えた場合、およびゴールドカードから一般カードに切替えた場合、切替え時に有効であったポイントは、所定の手続きにより切替え後のカードのポイントとして引続き有効とします。
- 2.本人会員が所属のカード発行会社を変更する場合は、ポイントの引継ぎは行われません。3.本人会員がカードブランド変更のため本カードを切替えた場合、切替え時に有効であったポイントの引継ぎは行われません。

## 第16条(三菱自動車からの委託)

当会員は、ポイントの付与・蓄積・告知・還元などに関する事務処理を三菱自動車からの委託に基づき、提携カード会社が行うことを承認するものとします。

#### **第 17 条(三菱自動車ポイントに関する疑義など)**

- 1.当会員は、理由のいかんを問わず、ポイントに対する権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。
- 2.ポイントの有効性、ポイント数、還元資格に関する疑義、その他ポイントバックシステムの運営に関して生ずる疑義は、三菱自動車の決するところによるものとします。

#### **第 18 条(終了・中止・変更など)**

- 1.三菱自動車は予告なしに、いつでもポイントバックシステムを終了もしくは中止し、または内容を変更できるものとし、当会員はあらかじめその旨を承認するものとします。
- 2.三菱自動車は、第 6 条に定めるポイント付与率、第 10 条に定める換算率を、予告なしに、いつでも変更できるものとします。
- 3.ポイントの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。